

桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会

ふかわ

布川事件二ニュース

第376号
〒113-0034
東京都文京区
湯島2-4-4
平和と労働センター
・全労連会館5F
☎ 03-5842-6464

~~~~~  
日弁連（日本弁護士連合会）主催の布川事件無罪判決報告集会「布川事件の44年  
が問いかけるもの」―えん罪を生まない刑事司法へ―が8月1日、弁護士会館「ク  
レオ」で開かれ、えん罪事件を支援する人たち120人を超える参加がありました。  
~~~~~

8月1日日弁連主催で報告集会開く

えん罪生まない刑事司法を

布川事件
無罪
再審

山本裕夫弁護士、豊崎七絵准教授が報告

集

会は、日弁連・三木
正俊副会長の開会あ
いさつで始まりまし
た。初

んだ、という思いでい
「21歳で捕まり（1978
年、最高裁で無期懲役刑が
確定した）31歳で自分の人
生は終わったと思っ
たが、必ず再審で無罪を勝ちと
つて社会に戻ろうという思
いでたかたつてきた」と話
します。

をパワーポイントをつか
ての分かりやすい説明で
た。そして、えん罪の原因
を徹底検証し、その責任を
明らかにする、えん罪を根
絶する道を示して無実の人
を救済するシステムの構築
を提言。最後に山本弁護
士は、「再審無罪はよかつ
たが、足利事件の菅家さん
は17年、桜井さん、杉山さ
んは29年も身柄を拘束され
てきた。これは国による最
大の人権侵害ではないか、
これを許してはならない」
と、えん罪をなくすために
たたかひの重要さを強調し
ていました。

め、無罪を勝ちとつた桜井
昌司さん、杉山卓男さんの
お話があり、その中で桜井
さんは、「無罪」をきいて、
からだが軽くなった。気持
ちも安らかになった。警察・
検察・裁判所にウラミはな
いが、「怒り」を感じてい
る。間違ったことを間違っ
たと言えない組織はなんな

44年に及ぶたたかひの概略
を報告する豊崎七絵九州大学准教授（8月1日・クレオ）

「報告の最後は、「布川再
審の意義と刑事司法
の課題」と題して九州大学
法学研究准教授の豊崎七
絵さん。豊崎准教授は布川
事件第2次再審請求審で、
開始決定、抗告棄却決定が

報 告 無 罪 判 決 報 告 集 会

「えん罪を生まない刑事司法」
日本弁護士連合会 2011年8月1日



報告する豊崎七絵九州大学准教授（8月1日・クレオ）

〈布川事件三多摩守る会〉

桜井さん杉山さんの無罪確定を祝う

7月14日小金井市・フラワーホールに72人参加



7月14日(木)午後6時から、小金井市中町のフラワーホールで、布川事件無罪確定報告・祝賀集会在72人の参加で開かれました。守る会代表世話人の佐藤光政さんの開会のあいさつ、桜井昌司さん、杉山卓男さんからお礼と心境、冤罪を無くす課題へ向けての決意などが、くつろいだ雰囲気披露されました。布川事件弁護団の飯田美弥子弁護士から、無罪判決

の内容、意義について報告。とくに、判決内容は、これまでの再審審理よりも明白の任意性についての疑いや、アリバイ供述が客観的状況、そこに居た当事者しか知り得ないような事実を反映しており、さまざま目撃証言よりも信頼できるなど、無罪の立証の中心問題が深く解明していることが指摘され、真っ白な無罪判決になつていいることが強調されました。

さらに、白テープ改ざんの疑いなども取り上げられ、司法改革の焦点となつている取り調べの全面可視化の実現に、大きな影響を与えず

にはおかない重要な内容の判決であることが報告されました。

第2部は、柴田五郎弁護団長の音頭で祝賀の乾杯をし(写真上)、冤罪を闘っている沖田国賠訴訟の沖田さんの最高裁での闘いへの支援の訴えや、町田痴漢冤罪事件で不当な有罪判決の被害を受けた当事者の獄中体験で、受刑者の1割を超える人々から「自分も無実である」と、訴えられたという驚愕の事実などが話されました。

佐藤光政さんの歌、桜井さんの自作自演の歌、杉山さんの大型スクリーンでのカラオケなども披露され、祝賀にふさわしい夕べとなりました。

(二多摩守る会・河野詮)

いづれも「限定的再評価説」をとらず「全面的再評価説」をとったこと、とくに最高裁が特別抗告棄却決定で「全面的再評価説」に立ったことの意義を述べていました。

また、再審無罪判決についてこの判決が「灰色無罪」ではなく「完全無罪」であることを評価しつつ、警察・検察の捜査、取り調べの不正を徹底して批判することもなく、その不正を見越して裁判所の姿勢を反省するという、誤判原因の解明に至らなかつた不十分さも指摘していました。報告の時間がなくなり「刑事司法

の課題」は割愛されましたが、「布川事件再審無罪判決」には、再審事件のたたかいは生かすことができる、重要な問題点が多々ふくまれていることを知ることができた報告集会でした。

水戸地裁土浦支部による「再審開始決定」以来、日弁連主催によるシンポジウム、報告集会が数多く開催されました。今回の報告集会が最後となると思います。が、物心両面にわたる日弁連のご支援には感謝以外のことが浮かびません。ありがとうございます。

(守る会事務局・荒川一夫)

布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

結成から 35年

完全無罪 勝ちとり終結!

10月10日(祝) 解散総会案内
全労連会館2階ホール

- 第1部 守る会解散総会 (午後1時~2時30分)
ビデオ上映、桜井さん、杉山さんあいさつ、
守る会事務局報告 etc.
- 第2部 祝賀パーティー (午後2時45分~4時45分)
花束贈呈、鏡割り、みなさんからの祝辞 etc.
- 会費 5,000円(予定)

詳細が決まり次第ご案内を差し上げます。

お問い合わせは守る会事務局 (☎03-5842-6464) へ

43年余にわたり無実を訴えてきた桜井昌司さん、杉山卓男さんに無罪を言い渡した水戸地裁土浦支部（神田大助裁判長）。この無罪判決の意義を布川事件弁護団の井浦謙二弁護士に寄稿していただきました。

布川事件 再審無罪判決について

容易に反論許さない説得力ある無罪判決

布川事件弁護団 井浦 謙二

1 完全無罪判決である

5月24日土浦支部が言い渡した、桜井・杉山両氏に対する再審無罪判決の骨子は以下のとおりです。

①桜井・杉山両氏と本件強盗殺人とを結びつけるような客観的証拠は何ら存在しない。

②W証人の供述は信用性に欠け、一連の各目撃供述を全体として考慮しても、

強盗殺人にかかる両氏の自白を支え、あるいは両氏の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しない。

③両氏の捜査段階の自白

は、重要な事項の全般に亘り変遷が認められ、その程度も看過できず、変遷に合理的な理由を見いだせないこと、両氏の自白相互間にも多岐にわたる多くの相違点があること、殺害態様等、その枢要部分というべき重要な点の多くに客観的事実と整合しない可能性が高いことなどから、両氏の自白は信用性がなく、その任意性にも疑問がある。

④取り調べにおいて自白

は不可欠



井浦謙二（いうら・けんじ）さん=弁護士

を強要され、自白調書の大
部分は捜査官の誘導による
ものという両氏の公判供述
の信用性は否定できず、他
方、強要や誘導はなかった
という捜査官の公判供述は
信用性に乏しい。

⑤ 両氏のアリバイ供述
は、客観的裏付けも一部あ
り、これを虚偽と認めるに
足りる証拠はない。

任意性及びアリバイの判
断は、前記のとおり再審請

求審決定から前進する判断
をしています。また、自白
の信用性・任意性の判断に
おいて、「死刑が怖いと追
い詰められた気持ちになっ
た」「自分の云うことを聞
いてもらえず悔しくて涙が
出た」との自白に至った両
氏の心情にも裁判官は理解
を示しています。

調書を不同意として裁判の
証拠から排除しようとした
検察官に向けるべきです。
そもそも43年前に目撃し
た内容を正確に語らせるこ
と自体に無理があるからで
す。O母供述は、事件発覚
直後に得られた最重要証拠
であり、本事件の真相解明
に不可欠なものですから、
検察官が反対尋問を必要と
するなら確定審において証
人申請すべきであったので
す。それをしないで長期間
隠蔽しておきながら、よう
やく開示しても不同意とし
て証拠能力を否定すること
が許されていいはずがあり
ません。供述調書を作成し
た者が不同意にして証拠能
力を否定できるとしたら、
証拠開示の意味が失われか
ねません。本件はまさにそ
の場合に該当します。

するといえるかについて
は、弁護団の中でも議論が
あったところです。そうで
あれば、前記O母供述も含
め、むしろ疑問の残る論点
を両氏に有利に認定しない
でも無罪判決が得られたの
ですから、一点の曇りもな
い完全無罪判決ということ
ができます。

2 O母供述の混乱は検察 官の責任

本判決は、被害者方前で
目撃した人物が杉山氏でな
いというO母供述の信用性
を否定しました。O母供述
の信用性が否定された主な
理由は、事件発生から36
年以上経過した後、O母が
弁護人に対し、被害者方前
で目撃した人物は近所の住
人Kであると供述し、再審
公判においても、事件当時
からKであると分かってい
たが名前を出すのが悪いと
思い捜査官に言わなかった
と明言して憚らなかつたこ
とにあります。そうすると

間を投げかけるものだから
です。

O母のKに関する説明が
理解困難となったのは事件
発生から43年経過したこと
による記憶の混乱とみるべ
きですが、批判の対象は信
用性を否定した裁判所では
なく、反対尋問を経してい
ないことを理由にO母の供述

刑事訴訟法の解釈で制限
できないならば、立法によ
る解決が必要なるものであ
り、本再審公判で浮き彫り
となった最重要課題だと思
います。

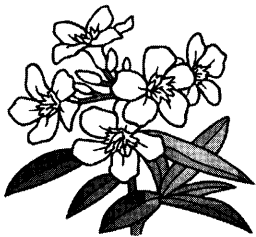
検察官に対する遠慮であ
るとの見方は、検察官の不
合理的な主張、例えば、初期
自白が信用できるとの主張
については、「被告人両名
の自白を余りに単純化しな
いし抽象化して捉えるもの
で、乱暴に過ぎ、妥当性に
欠ける」と一蹴しているこ
とからもあたりません。

3 慎重な判断ゆえに説得的

O母は、知人であった杉山
氏を犠牲にしてまでKをか
ばって当初から虚偽の供述
をしていたことになり、理
解しがたいだけでなく、そ
のような供述態度自体、O
母供述の信用性に重大な疑

本判決は、再審請求審の
判断とは異なり、被害者に
対する絞頸があったとまで
は断定していません。ただ
し、本判決はそれに続けて、
桜井自白によれば、パンツ
を用いて被害者の首を絞め

ようと試みたことを必ずし
も否定する趣旨のものでな
いから、仮に絞頸があった
と断定できてもそのことか
ら客観的事実に反すると評
価できないということです。
絞頸の事実が自白と矛盾



冤罪防止に全証拠の開示、 取り調べの全面可視化

4 誤判の原因

本判決に対し、W供述の信用性など旧証拠のみによって確定審の判断を覆している部分も多く、確定審において適正な審理・判断がされていれば無罪判決が可能であったとの見方があります。

確かに、W証人の供述は、確定審の証拠だからも変更が多く疑問が生じるものですが、本判決は、W証人が事件発覚間もない頃は、被害者方前で不審者を目撃したことから供述していなかったのに約6か月経過後に両氏にかかる目撃供述を始めた経緯が不可解だとして、信用性否定の根拠の一つとしています。事件発覚間もない頃のW証人の供述は確定審では隠されていたものです。また、視認状況不良の認定は、確定2審におけるバイクの荷台から認識できたとの検証結果がある以上、バイク運転中は周囲の状況についての注意力が減退するとの一次再審以降の一連の実験結果が必要でした。

さらに、確定審でW供述の信用性が認められたのは、それを支える5人の証人（I、K、A、T、E）の一連の各目撃供述の存在が大きいのです。「脱線事故

の翌日」という一見もつともらしい記憶の根拠に疑問が生じたのは、I、K両証人の最初段階の供述が開示されて、I証人は「石段の一件」の日付の点がはっきりしておらず、K証人に至っては同日の自身の行動について誤った事実を供述していたからです。A、T、E供述についても、初期供述を含む供述過程が明らかとなつて疑念が生じ、W供述を支える証拠とは認められないとされたものです。

自白の信用性についても、変遷と相互間の不一致はともかく、客観的事実との不整合の多くは開示証拠及び再審請求審における再現実験や鑑定書等の新証拠が明らかにしたものです。本判決も「客観的事実の多くが、再審請求審段階で弁護人により提出された証拠により明らかにされたもの」と認めていることからうかがわれます。

自白の任意性について確定審は、11月2日、3日録音の両氏の各テープをよりどころとして、体験した者でなければ供述できないことを首尾一貫して供述したとして任意性を認め、これが裁判官の有罪心証形成の一因となったことは疑い有りません。これに対し本判決は、前記各テープについて、録音は取り調べの全過程においてなされたものではなく、調書の繰り返しであり、調書以上に独立した証拠価値がないと排斥しました。この本判決の判断は、旧証拠の各テープと調書と比較検討するだけでもなし得るものが、10月17日桜井テープが開示



「再審無罪」、「43年の闘い実る」と掲げて（5月24日・水戸地裁土浦支部前）

一因となったことは疑い有りません。これに対し本判決は、前記各テープについて、録音は取り調べの全過程においてなされたものではなく、調書の繰り返しであり、調書以上に独立した証拠価値がないと排斥しました。この本判決の判断は、旧証拠の各テープと調書と比較検討するだけでもなし得るものが、10月17日桜井テープが開示

され、同テープに誘導の跡が顕著であった以上、体験した者云々という確定審の判断を維持できないことも確かです。

そうすると、誤判の主たる原因は、捜査機関の証拠隠しと、一部のみの可視化にあることは明らかです。もちろん、確定審が疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の原則に忠実であれば誤判が避けられたのは確かですが、この点を強調しても、抽象的な教訓にとどまり実効性が乏しいよう

に思われます。何故なら、本判決は、物証も間接証拠もない本件において自白の任意性・信用性の判断は「殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められる」と述べていますが、確定3審決定も、「被告人兩名と犯行を結びつける物的証拠を発見し難く、そのため、各証拠の証拠価値及び自白の任意性、信用性について綿密な吟味を必要とする。当裁判所はこの点に留意して、原判決の認定判断に、所論指摘の疑点が存在

するかどうかを吟味するため、あらゆる角度から慎重に全証拠を検討した。」と同様の判示をしているからです。そうであれば、むしろ、証拠を隠して一部のみ可視化されては、「あらゆる角度から慎重に全証拠を検討した」としても誤判は免れないから、誤判防止のためには全証拠の開示と全面可視化が不可欠と強調して制度の改善につなげる方が有効だと思えます。

5 今後の課題

本判決の確定により、桜井・杉山両氏の雪冤が果たされました。両氏、守る会を初めとする支援者及び弁護団の三者が総力を結集したことが実を結びました。

弁護団について、中心メンバーが、多様な経験を持つ20数名の弁護団員すべてに各々の活躍の場を与えるべく絶えず配慮していたことは特筆されるべきです。その結果、全員がそれぞれの場で活躍したことが、百数十点の新証拠などを生み出し、再審開始から再審無罪を導く成果につながりました。

もつとも、再現実験等の多数の新証拠の提出は、守

る会を初めとする支援者の協力がなくてはなしえなかつたことです。また、守る会は両氏を長年に亘つて物心両面に渡り支えてきました。

桜井、杉山両氏について、一昨年末の再審開始決定時の記者会見において、両人ともに冤罪に問われたことが却つて人生をプラスに導いたと発言されたことが印象に残っています。再審開始決定までの長い間に想像を絶する苦勞を味わった両人のこの言葉に現れている前向きな性格が、支援者や弁護団を引きつけ、また支援者の支援があつてこそ前向きになれたものと思われ

ます。

最後に、本判決については、誤判に対する責任追及がないとの批判もあります。が、直接の糾弾がないだけで、証拠開示の重要性、一部可視化の危険性、取調官の偽証、自白強要と誘導等の刑事司法上の問題点の指摘を読み取ることができません。再審公判の判決としては、事実認定に徹した方が、より無罪判決の説得力が増すとの見方もあります。

今後、本判決を生かして、誤判原因と責任を追及して冤罪防止につなげることは、桜井・杉山両氏、弁護団員や守る会会員を初めとする支援者の役目だと思います。三者の相互協力が本再審無罪判決を生み出した以上、これを生かす運動も引き続き三者の協力があつてこそ実を結ぶものと思っています。

暑い毎日ですが、皆さんはお変わりなくお過ごしでしょうか。

暑さ大好きな私は、お陰様で元気に過ごしています。先月は、大阪に始まり、京都に終わ

った地方回りは、遠く佐賀や鹿児島を含めて10都市に行きましたが、今月は地元茨城や東京中心に救援会関係に招かれての判決報告をしています。

私の報告

その中で、出合いが出会いを招くように人との関係が生まれていま

す。 ラジオ番組に！と誘われたりしています。今まで冤罪を知らないでいた人たちとの出合いは、思いもよらない質問があつたりして、自分の

出合いが出会いをよんで

新鮮な刺激をつけています

桜井 昌司

聞いて語り慣れた私には新鮮な刺激があります。こういう皆さんに裁判の実態を知らせて行くことこそ、警察や検察の悪事を許さない社会にする力

様との出合いと広がりには確信を強める毎日です。東電OL殺人事件もDNA鑑定で再審開始が近い状況になるなど、含め布川事件の現地調査はな

くなりしましたが、ますます私の為すべきことは増える夏の夏です。必ず検察を後悔させ、布川事件での証拠隠しを詫びさせるまで、これからも私だけに出来ることに全力を尽くします。(8月15日記)

7月17日、長く守る会事務局で活動された大久保郁生さんが亡くなりました。また、8月9日には現地調査、地元宣伝でお世話になった利根町議会議員の高木博文さんが亡くなりました。親しかったお二人に追悼の言葉をお願いしました。

まだ若いなんと悲しいこと

高木博文さんの急逝を悼む

布川事件守る会代表世話人 松島 洋

7月24日、私の事務所でお会いしたばかりの高木博文さんの死を知らせる電話が鳴ったのは、8月10日の昼過ぎのこと

でした。わが耳を疑ったのは当然でありま

す。 24日には布川事件東葛の

追悼

酒でも」に全員賛成で、ビールと満寿泉の吟醸酒を飲みながら夜の更けるのも忘れ、布川事件を語ったその高木さんがもうこの世にいない。それは15日後のことで、まだ若いなんと悲しいことでしょう。

高木さんは定年後、奥様の後を継いで利根町議会議員になられ4月に再選を果たされたばかりで、議員の世界では珍しい1期目後半での副議長という信望のある方でした。これからの利根町議会の中心を期待されたと思うと誠に残念ですが、貴方は布川事件の完全無罪を見たのです。安らかにお休み下さい。

1週間泊まり込み 大久保郁生氏を

大久保郁生氏に会ったのは3年ほど前の春、「田中正造の遺跡を訪ねる旅」に参加した時です。1泊2日の旅も終わり、帰りのバスで氏は、「布川事件をご存知ですか」と皆さんに訴え、熱心に説明し始めましたが時間切れ、船橋で下車となりました。「布川のことをもっと知りたい」というと、「今から僕の家に来て下さい」と誘われ、それから1週間、ずっと大久保氏の家に泊まり込み、布川事件につながる

ショージとタカオ

好評！各地で上映すすむ

◇劇場上映

- ・シネマルナティック（愛媛県松山市）
9月24日（土）～10月7日（金）
- ・新潟シネ・ウィンド（新潟市）
10月29日（土）～11月4日（金）

◇地域上映

- ・高知市 高知市立自由民権記念館
9月11日（日）10：00～/13：00～/16：00～
- ・茨城県取手市 取手市民会館
9月18日（日）13：00～
- ・長野県松本市 松本市中央公民館Mウイング6階ホール
9月25日（日）10：00～/13：00～
- ・広島県福山市 ふくやま芸術文化ホール
9月30日（金）13：00～/18：00～
- ・広島県呉市 ビューポートくれ大ホール
10月2日（日）13：30～
- ・千葉県山武市 成東文化会館のぎくプラザ
10月7日（金）13：30～

※ 上映時間等は「ショージとタカオ コム」で検索すると「ショージとタカオ」のホームページが出て、調べられます。

で「布川」を聴く
僣んで

橋本 勲

（布川事件を守る会事務局）

各種の活動の話しを聴きました。以来、歴史サークル、船橋演劇観る会、二和健康友の会等々に参加し、現在に至っています。

氏の活動は多岐に渡り、カラオケ、マジシャン、読書会等々で手帖はいつも真つ黒、空いているとかか淋しいと言っていました。

氏のお陰で私の行動半径も飛躍的に広がり、「いすみの田舎」では不便だと痛感し、氏に話しをすると、すぐに不動産屋を手配し、物件の紹介

や現地案内に同行してくれ、熱心に合いそうな物件を探し、ゆうちょ銀行を窓口交渉し、頭金が足りなければ2、3百万円はただで貸すと言ってくれました。あまりの熱心さに僕のほうがオタオタして決断出来ずじまいでした。

大久保氏は何事にも熱心で中途半端は嫌い、真つ直ぐで曲がったことや嘘は大嫌い。相手構わず自分の思ったことをストレートに表現する人であつたと思つています。

今時は、「何故俺はここに居るんだ!! わからんわからん」と自問自答されているのでは……ご冥福をお祈りします。

〈活動日誌〉

- 25 5月 日弁連前宣伝、東京高検申入れ、有楽町マリオン前宣伝
- 27 「ショージとタカオ」無罪判決記念トーク（明大リパティタワー）桜井、杉山
- 28 大阪弁護士会報告集会 桜井、杉山
- 29 有楽町マリオン前宣伝
- 1 6月 布川事件報告決起集会（新宿農協会館8階ホール）桜井、杉山
- 2 日弁連前宣伝
- 3 愛知を守る会報告集会（名古屋市中）桜井、杉山
- 7 日弁連前宣伝
- 7 記者会見（弁護士会館）桜井、杉山
- 11 水戸地検「控訴断念」と発表
- 9 8日午前0時無罪判決確定
- 9 12 東京救済美術展（全労済会館）桜井
- 10 9 布川事件を守る会事務局会議
- 10 9 布川事件ニュース374号
- 10 9 発送作業（平和と労働センター）